

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 高齢福祉課 高齢者いきがい係	
許 認 可 等 名	敬老祝金又は敬老祝品の支給の決定	
根 拠 法 令	徳島市敬老祝金又は敬老祝品支給条例施行規則	
根 拠 条 項	第3条	
連 絡 先	(電話 621-5176)	
審 査 基 準	基 準	<p>○ 徳島市敬老祝金又は敬老祝品支給条例 (支給要件)</p> <p>第2条 敬老祝金等を受けることができる者は、毎年9月15日現在において次の各号に掲げる要件を具備している者及び当該日現在においてその翌日からその年の9月30日までの間に次の各号に掲げる要件を具備すると見込まれる者とする。</p> <p>(1) 年齢88歳であること。</p> <p>(2) 本市に引き続き1年以上居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されていること。</p> <p>(支給の申請)</p> <p>第4条 第2条に定める要件を具備することとなる者が、敬老祝金等の支給を受けようとするときは、その旨を市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めた者については、この限りでない。</p> <p>2 前項の申請は、4月1日から8月31日までの間において行なわなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた者については、この限りでない。</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第6条 次の各号の一に該当する者には、敬老祝金等は支給しない。</p> <p>(1) 禁錮<sup>ニ</sup>以上の刑に処せられ、その執行を受けている者</p> <p>(2) 第4条第2項の期間中に支給の申請をしなかつた者</p> <p>2 前項第2号の規定は、申請をしなかつたことについて市長が特別の事由があると認めた者に限り、適用しない。</p> <p>3 第2条の規定により、同条各号に掲げる要件を具備すると見込まれる者については、翌年の9月15日には当該要件を具備しない者とする。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成30年 4月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7日(休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)